

○奈良県警察職員証取扱規程の制定について

(昭和54年4月3日例規第14号)

[沿革] 平成10年11月例規第42号、19年3月第12号、27年6月第13号改正

別記のとおり制定し、昭和54年4月10日から施行することとしたから、次によって適切に運用されたい。

記

第1 趣旨

従来、奈良県警察に勤務する一般職員（少年警察補導員、交通巡視員及び臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の身分を証明する証票については、明確な規定を持たず、必要のある都度、証明書（「身分証明書」と呼称していた。）を交付することになっていたが、これを、警察職員証（以下「職員証」という。）として位置付けるとともに、その取扱要領等を明確にした。

第2 要点

- 1 職員証の交付手続を定めた。
- 2 職員証には、本人の写真を貼り付けるなど制式を定めた。
- 3 職員証を取り扱う上での遵守事項を定めた。
- 4 職員証を遺失、盗難その他の事故により亡失し、又は損傷した場合の措置を定めた。
- 5 職員証を返納する場合の手続等について定めた。

第3 運用解釈上の留意事項

1 職員証の貸与

- (1) 職員証の貸与等に関する手続は、警務部警務課長が行う。
- (2) 貸与（交換）の申請は、次の事項に留意して行うこと。

ア 貸与の申請は、職員からの申出の有無にかかわらず、職務上貸与する必要があると認める職員について行うようにすること。

イ 交換の申請は、職員証を著しく汚損し、若しくは破損したとき、貼り付けている写真が本人と識別し難い状態になったとき、又は結婚等により氏名が変更したとき等の事由が生じた場合に行うものとする。

2 写真の規格

職員証に貼付する写真は、申請1箇月以内に撮影した無背景、無帽、正面、上3分身の縦の長さ3.0センチメートル、横2.5センチメートルのものとする。